

令和6年度鳥栖地区広域市町村圏組合 地域リハビリテーション活動支援
事業（理学療法士・作業療法士）業務委託事業者募集要項

1. 趣旨

この募集要項は、鳥栖地区広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条第1項第2号オに規定する地域リハビリテーション活動支援事業の実施に際し、理学療法士及び作業療法士（以下「リハビリ専門職」という。）の派遣を鳥栖地区広域市町村圏組合（以下「本組合」という。）管内において実施できる事業者を募集する。

2. 委託業務名

地域リハビリテーション活動支援事業業務（理学療法士・作業療法士）

3. 目的

リハビリ専門職が、専門的知見を活かした技術的助言を行うことなどにより、地域における介護予防の取組の機能強化と高齢者の心身機能、生活環境等含めた高齢者の自立支援に資する取組を促すことを目的とする。

4. 業務内容

- (1) 地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所が、第1号被保険者である要支援認定者、要介護認定者及び基本チェックリストに該当した者（以下「要支援者等」という。）であって、原則として利用している介護保険サービス及び実施要綱第3条第1項第1号に規定するサービス事業（第1号事業）において、派遣するリハビリ専門職が関与していない者に係る介護サービス計画の作成のために行うアセスメント及びサービス担当者会議等における技術的助言。
- (2) 指定事業所（ただし、派遣する専門職を配置している事業所を除く。）において、要支援者等に対し行うサービス提供又は評価における技術的助言。
- (3) 要支援者等に係る地域ケア会議における技術的助言。
- (4) その他、本組合が事業実施に対して適当と認めるもの。

5. 委託金額等

(1) サービス単価について

① 1人あたり1回のサービス単価 8,000円

(2) 支払方法

- ① 事業者は年2回（10月、4月）実績報告書とともに請求書を提出する。
- ② その他この要項に定めのない事項は、本組合と事業者が協議の上、定めるものとする。

6. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

7. 応募資格

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 本事業の履行に対して、必要なりハビリ専門職の資格を有し、対応できる人員の確保が可能であること。
- (4) 国税又は市町村税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている事業者（会社更生法にあっては更生開始手続の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている事業者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 法人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員でないこと。

8. 応募について

本公募に応募を希望する事業者は、応募申込書（様式第1号）に応募に係る提出書類一覧（別紙1）に定める応募書類を添付し、本組合に提出すること。

なお、提出された書類は、審査・選考後においても返却しないものとする。

また、本公募に要する経費は、すべて応募する事業者の負担とする。

(1) 応募の受付期間

令和6年3月5日（火）から令和6年3月15日（金）17時までに必着とする。

(2) 提出書類について

提出書類は「応募に係る提出書類一覧」に記載のとおりとする。

- (ア) 「応募に係る提出書類一覧」を全体の目次として使用すること。
- (イ) 提出書類一覧の項目ごとに表紙をつけ、表紙ごとに提出書類一覧表の書類番号と項目を表記した見出し（インデックス）をつけること。
- (ウ) 書類はA4サイズとすること。
- (エ) 書類全体を左綴じとすること。
- (オ) 提出書類は原本1部とする。

9. 受託事業者の選定

応募のあった事業者について書類審査及びヒアリングを行い、事業を適切に実施できると認められた事業者を受託事業者に選定する。

10. 審査結果の通知

審査終了後、文書にて通知する。

11. その他

- (1) 応募申込書提出後、応募を辞退する場合は、「応募辞退届」を提出すること。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合、失格とする。
- (3) その他本要項に定めのない事項については、別途本組合の指示によるものとする。

12. 問い合わせ先

鳥栖市本町3丁目1494番地1

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係（担当 土井）

TEL 0942-81-3111（直通）

ファックス 0942-81-3316